

# 「小川町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例施行規則」 概要

## 1 趣旨（第1条）

この規則は、「小川町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例」の施行に関し、必要な事項を定めるものです。

## 2 抑制区域（第3条）

「抑制区域」として事業区域に含まないよう求めることができる区域を別表第1に掲げ、その他、町長が生物多様性の保全等、希少野生動植物種の保護に配慮が必要と認める区域としています。

## 3 事業計画標識の設置（第4条）

事業計画標識の様式を規定しています。事業者、工事施工者、現場責任者の昼夜の連絡先を記載することとなっています。設置・内容変更の届出は7日以内としています。

## 4 事前協議の手続（第5条）

事前協議書等の様式のほか、添付図書を別表第2に規定しています。関係法令手続確認書のほか、資金計画や説明会等結果報告書、維持管理計画も必要としています。

## 5 地域住民等への説明会等の開催（第6条）

説明会等結果報告書の様式及び添付書類を規定しています。説明会の状況写真や出席者名簿のほか、地域住民等からの意見・要望及びその対応等の添付書類が必要になります。

## 6 意見の報告（第7条）

地域住民等意見報告書の様式を規定しています。意見書の写しの添付が必要です。

## 7 地域住民等との協議（第8条）

地域住民等協議報告書の様式を規定しています。協議で配付した資料や見解書の写しの添付が必要です。

## 8 事業計画の届出（第9条）

事業計画届出書等の様式のほか、添付図書を別表第2に規定しています。事前協議書の添付図書のほか、地域との協定書の写しも必要です。また、事業計画変更届出書の様式を規定しています。

## 9 協定の締結等（第11条）

町と締結が必要となる協定事項について規定しています。生活環境の保全、災害発生の防止及び安全対策、事業区域の管理のほか、事業承継の効力に関する事項等について協定の締結が必要です。

## 10 適正な設置（第12条）

「適正な設置」の内容、遵守事項等について規定しています。災害の防止、自然環境の保全、街並み、自然景観、史跡、文化財等の景観への配慮、生活環境への対策、各種ガイドラインの遵守について規定しています。

## 11 工事完了の届出（第13条）

工事完了(中止)届出書の様式及び添付図書等を規定しています。工事完了後の写真や事業中止の場合は状況がわかる書類等が必要です。

## 12 廃止の届出（第14条）

事業廃止届出書の様式のほか、事業廃止完了届出書の様式及び添付書類を規定しています。撤去及び処分に係る計画の概要や、産業廃棄物管理票のほか工事写真等の添付が必要です。

## 13 地位の承継（第15条）

地位承継届出書の様式及び添付書類を規定しています。売買契約書の写し等のほか、承継者の法人登記簿(個人の場合は住民票)等が必要です。

## 14 適正な維持管理（第16条）

「適正な維持管理」の内容、遵守事項等について規定しています。安全確保対策、保守点検、非常時の対応について規定しています。「太陽光発電システム保守点検ガイドライン」を考慮した保守点検を実施し、必要に応じてその結果の提出が必要になります。

## 15 標識の掲示（第17条）

標識の様式を規定しています。事業者、保守点検責任者の昼夜の連絡先を記載することとなっています。FIT制度で設置が義務付けられている標識により代替可能です。設置・内容変更の届出は7日以内としています。

## 16 指導、助言及び勧告等（第19条）

指導・助言通知書、改善勧告書、改善報告書の様式を規定しています。改善報告書には、図面、写真等の資料の添付が必要になる場合があります。

## 17 公表（第20条）

公表方法のほか、意見陳述の機会付与通知書及び公表に対する意見書の様式を規定しています。意見書には、証拠書類を添付することができます。

## 18 附則

この規則は、令和4年4月1日から施行します。